〃	第二十回	五億円	百一円二銭	
〃	〃	一億円	百一円五銭	
〃	第二十二回	五十億円	百二円二十七銭	
〃	〃	百二十六億円	百二円二十九銭	
〃	〃	十七億円	百二円三十銭	
〃	第二十三回	五億円	百一円九十九銭	
〃	第二十四回	十億円	百二円三十二銭	
〃	〃	一億円	百二円三十五銭	
〃	第二十五回	十六億円	百一円二十七銭	
〃	〃	五十九億円	百一円二十九銭	
〃	第二十六回	五億円	百一円三十銭	
〃	第二十七回	七十九億円	百円三十八銭	
〃	〃	六億円	百円八十銭	
〃	第二十八回	一億円	九十九円四十五銭	
〃	〃	六億円	百円四十銭	
〃	第二十九回	四十一億円	九十九円七銭	
〃	〃	四億円	九十九円十銭	
〃	第三十三回	十億円	九十八円六十四銭	
〃	第三十七回	五億円	百円四十銭	
〃	第三十八回	十八億円	百一円五十一銭	
〃	第三十九回	十五億円	百三円三十一銭	
〃	〃	五十億円	百三円三十三銭	
〃	第四十回	四十三億円	百三円八十二銭	
〃	〃	十五億円	百三円八十三銭	
〃	第四十一回	十五億円	百三円三十八銭	
〃	〃	一億円	百三円八十五銭	
〃	〃	四十八億円	百三円八十四銭	
〃	第四十二回	二十億円	百二円八十二銭	

○財務省告示第二十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年十二月二十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年一月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格	
利付国庫債券（物価連動・十年）	第八回	八億円	百六円十九銭	
〃	第九回	二十億円	百六円九十九銭	
〃	〃	十億円	百七円三銭	
〃	第十回	三十億円	百七円四十九銭	
〃	〃	二十億円	百七円五十三銭	
〃	〃	十億円	百七円五十九銭	
〃	〃	七十二億円	百七円六十五銭	
〃	第十一回	三億円	百八円十三銭	
〃	〃	三億円	百八円十九銭	
〃	第十二回	七億円	百八円三十四銭	
〃	〃	九億円	百八円三十九銭	
〃	〃	九億円	百八円四十四銭	
〃	第十三回	三十四億円	百八円五十銭	
〃	〃	二億円	百九円十八銭	
〃	第十四回	五億円	百九円九銭	
〃	第十六回	五十億円	百十円四十銭	
〃	〃	八億円	百十円四十四銭	
合計		三百億円		

〃	〃	三十五億円	百二円八十四銭	
〃	〃	五億円	百二円八十五銭	
〃	第四十四回	百億円	百三円二十七銭	
〃	第四十六回	六億円	百三円八十銭	
〃	第四十七回	七億円	百三円三十銭	
合計		千三百十六億円		